

ひめじ農業委員会だより



第100号

平成28年(2016年)12月発行

編集・発行 姫路市農業委員会

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
TEL.079-221-2822 FAX.079-221-2809

ホームページ <http://www.city.himeji.lg.jp/s120/2212822.html>



【深志野メロン】

2 頁

- 農業委員会法の改正
- ひめじ地産地消の日を制定しました
- 「深志野メロン」のブランド化にチャレンジ
～南園芸 南賢治さん

3 頁

- 遊休農地の利用意向調査
- 農地に関するQ&A
- 平成29年度利用権設定のお知らせ

4 頁

- ニュージーランド農業事情
- 集落営農の組織化・法人化に取り組もう！
- 農業者年金に加入しませんか！！



【ソバ畑 夢前町新庄】



【(有)村上ポトリー 鶏舎】

5 頁

- 楽しかったよ～さつま芋掘り～前之庄幼稚園
- 神饌田しんくんでん抜穂祭
- ジャンボタニシの防除
- 秋の収穫祭とコスモスまつり
in 南恒屋ふれあい農園

6 頁

- 認定農業者紹介～(有)村上ポトリー
- 農事相談室日程
- 編集後記

農業委員会法の改正について

農業委員19人
農地利用最適化推進委員36人に

5月23日、姫路市役所大会
議室で開催された臨時総会
で、「農業委員及び農地利用
最適化推進委員の定数案」を
原案どおり可決しました。そ
の後、市議会に定数条例案と
して上程され、10月5日、成
立しました。

平成29年8月以後は、農業
委員と新しく設置する農地利
用最適化推進委員の体制に移
行します。

農業者及び農業団体からの
推薦や公募を12月中旬から行
いますので、詳しくは市ホー
ムページをご覧ください。

ひめじ地産地消の日を制定しました



姫路市では、地産地消の意識を高めてもらう
ため、毎月23日（地産）と24日（地消）の2日
間を「ひめじ地産地消の日」に制定し、啓発
活動などを行います。

地産地消

地域で生産された農水産物をその地域で消費するこ
と。地産地消の取り組みは、身近な地域で作られた新鮮
で安心・安全な食材が手に入るだけでなく、地域の農水
産業の振興や環境保全にもつながります。

「深志野メロン」のブランド化にチャレンジ

南園芸 南 賢治さん

地域の篤農家と言われ、御
国野町深志野で苗屋さんを経
営していた父栄一さんが、約40
年前に近隣の別所町佐土地区
の農家から種を譲り受け、それ
を引き継いだ賢治さんが選抜・
改良を続け、現在の釣鐘型のメ
ロンになりました。

深志野周辺では一般農家が
自家食用に栽培していました
が、市内でもほとんど流通して
いないため知る人ぞ知ること
地メロンです。

一昨年の8月から今年の3
月までの間、姫路商工会議所で
ブランド化に取り組み、「肉厚
の果肉で甘みが強く香りもウ
リというよりメロンに近い」た
め「深志野メロン」の名で、特許
庁に出願。平成27年4月に商
標登録され、姫路市の伝統農
産物「こだわり姫そだち」とし
て販売しています。

異業種交流事業にも積極的
に取り組み、昨年から市内3
店の洋菓子店やパン屋さんで
深志野メロンを使ったロール
ケーキ、ムース、クリームメロ
ンパンが販売され、好評を得て
います。

期間・数量限定で、苗は4月
中下旬～5月下旬、果実は7
月中下旬～9月中下旬に南園
芸でお求め頂けます。今年の販
売は終了しましたが、ぜひ一度
ご賞味下さい。

（農業委員 櫻井 豊）



<p>姫そだち </p>	<p>こだわり姫そだち </p>
<p>姫路市内の生産者が 生産した農産物のブラ ンドマーク。</p>	<p>姫そだちの中で生産者がこだわ りを持って生産した特長のある農 産物のブランドマーク。（使用する には一定の要件があります。）</p>

※姫路の農産物であることを表示し、地元農産物を購入しやすくすること
により、地産地消を推進しています。



南賢治さん（左）、櫻井豊委員（右）



遊休農地の利用意向調査について

農業委員会は、毎年1回、市内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないこととなっています。今年も、農地の利用状況を調査するため、8月に農地パトロールを実施し、この結果をもとに遊休農地の所有者に対し、利用意向調査を行いました。

この調査では、遊休農地について今後どのように利用するか「利用の意向」（右下枠線内参照）を表明していただきます。

利用の意向

- ① 農地中間管理機構（兵庫みどり公社）が行う農地中間管理事業を利用する。
 - ② 農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者代理事業を利用する。
 - ③ 自ら相手を見つけ、所有権移転又は貸借する。
 - ④ 自ら耕作する。
- （①は農業振興地域の農地、②は市街化区域以外の農地のみ選択できます。）

③、④と「利用の意向」を表明された場合（自ら遊休状態を解消する場合）で、半年

経過後も改善が見られないときは、農業振興地域内農地については、農地中間管理機構と貸付についての協議を行うよう農業委員会が勧告します。この勧告が行われると、翌年度からその農地の固定資産税額が1.8倍に強化されます。（農地に関するQ&A参照）

農地中間管理事業とは

農業振興地域内の農地について、貸し付けを希望される方の農地を借り受け、担い手など意欲のある農業者に貸し付けるものです。

兵庫県では、公益社団法人兵庫みどり公社が農地中間管理機構として、貸し付けを希望される農地所有者及び借り受けを希望される農業者を募集、登録し、農地の有効活用を図っています。

※農地中間管理事業により農地を貸付けた場合、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権が設定されます。契約期間満了により、貸借関係が終了し、離

遊休農地は、雑草や害虫の発生で周辺に迷惑を与えるばかりでなく、不法投棄や火災を招く恐れもあります。農地をお持ちの方は、日頃から適切な維持管理をお願いします。

遊休農地とは、現在耕作されておらず、かつ、今後も耕作されないと見込まれる農地です。ただし、草刈などの保安全管理がなされている農地は、遊休農地には該当しません。

平成29年度利用権設定のお知らせ

市街化区域以外の農地では、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の手続きを活用できます。

利用権設定は契約期間が満了すれば、貸主に自動的に農地が返ってくるため、土地所有者が安心して土地を貸せる仕組みになっています。

- <対象> 市街化区域以外の農地
- <期間> 原則3・6・10年のいずれか
- <公告時期> 年3回
5/15（3/10までの申込分）
11/15（9/8までの申込分）
※借り手が大規模農家の場合
7/14（5/10までの申込分）

<お問合せ>
農政総務課 TEL 221-2475

農地に関するQ&A



Q 固定資産税の課税強化について教えてください。

A 平成28年度税制改正により、一定の条件を満たす遊休農地については、固定資産税の評価額を算定する際の軽減割合（0.55）を適用しないことにより、その結果、税額が約1.8倍になります。（実施は平成29年度から）

具体的には、農業振興地域内の再生可能な遊休農地が対象で、農業委員会が行う「利用意向調査」（本文参照）において、本文中③④（自ら遊休状態を解消する）と意向を表明した場合、農業委員会は半年経過後に再度現地調査を行います。この時に遊休状態が解消していない場合、所有者に対し、農地中間管理機構と貸付についての協議を行うよう勧告します。

この勧告を受けた翌年度から、当該農地の固定資産税の課税が強化されることになります。

集落営農の組織化・法人化に取り組もう!

集落営農とは、集落を単位として、複数の個人等が集まって、規約や代表者を定め、機械の共同利用、作業の共同化、共同販売経理等を行なって経営の効率化を図り、農地を維持・管理していく組織のことです。

更に、集落営農が法人格を取得することで、円滑な経営の承継が期待できたり、制度上の優遇措置などの利点もでてきます。

市内では、現在54組織あり、そのうち法人化した組織は6法人あります。

集落営農の組織化・法人化を検討される場合は、下記までご相談下さい。

<お問合せ>

農政総務課 農政担当 TEL 079-221-2475

ニュージーランド農業事情

近年、人気の旅行先であるニュージーランド。日本と同じ島国で、国土面積は日本の約4分の3。温暖な気候を活かした農業が盛んな国です。

ニュージーランドと言えば羊。人口の7倍超の約3300万頭の羊が飼育されています。

驚いたのは、「牧草地の広さ」、「牧草地柵の構造」、「散水機の大きさ」です。特に水の豊富さを活かした散水機器は、最大長さ2.9km、小型のものでも1.2km。旋回しながらの散水は圧巻です。

放牧での繁殖、肥育は、コスト面での低減は明らか。牧草の種子栽培も広大で、世界中に輸出されています。

TPP加盟予定国でもある同国に農業面から注目してみてはいかがでしょうか。



(農業委員 松田 勲、松本 郁雄)

農業委員退任のお知らせ

平成28年7月31日付で、議会推薦委員が退任されました。

森	松	坂	三	退任委員 (敬称略)
由紀子	岡	本	輪	
	廣		敏	
	幸		之	

農地中間管理事業取組状況 (平成28年11月現在)

農地中間管理機構((公)兵庫みどり公社)を活用した農地面積/約472万㎡(3668筆)
担い手/33経営体

「人・農地プラン」推進状況 (平成28年11月現在)

策定済/43地区
策定予定/1地区



しっかり積み立て!がっちりサポート安心で豊かな老後

農業者年金に加入しませんか!!

年金



加入要件は

- ① 年齢要件.....60歳未満
- ② 国民年金の要件...国民年金第1号被保険者
- ③ 農業上の要件.....年間60日以上農業に従事

上記の3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。
農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。

ポイント 1

保険料の国庫補助

特定の要件を満たす農業者には、一定の条件の下で保険料の国庫補助が受けられます。

ポイント 2

税制上の優遇措置

- ① 支払う保険料は全額社会保険料の控除の対象
- ② 受け取る年金は公的年金等控除が適用
- ③ 運用益も非課税

ポイント 3

80歳まで保証

仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合でも「死亡一時金」を受け取れます。

楽しかったよ さつま芋掘り

10月26日、前之庄幼稚園の園児26名が、夢前高等学校内の体験農園で同校の生徒たちと一緒にさつま芋掘りをしました。

はじめは、恐る恐る掘っていた園児たちですが、さつま芋を見つけると大はしゃぎ。みんな夢中になって次々と掘り出していました。

今年は夏の暑さが厳しく、収穫が心配されましたが、園



児との交流を楽しみに同校の生徒が水やりや草引きなどの世話をしてきたおかげで、大

きなさつま芋をたくさん収穫することが出来ました。

収穫したさつま芋は持ち帰り、各家庭で調理するそうです。園児たちは、何を作ってもらおうかなと楽しそうに話していました。

このさつま芋掘りの楽しかった体験が農業や食に興味を持つきっかけになりますように。

(農業委員 藤田 君代)

※夢前高等学校は、体験活動の一環として、地域の幼稚園、小学校と様々な行事を通じて交流しています。

神饌田抜穂祭

実りの秋を迎えた9月14日、打越の神饌田で抜穂祭が行われ、「刈女」に扮したJA兵庫西の女性職員が、黄金色に実った稲穂を刈り取りました。抜穂祭は、約40年ぶりに市内の神社306社でつくる兵庫県神社庁姫路支部が昨年、伝統の承継を目的に始めました。



収穫した稲穂の一部は伊勢神宮に、玄米は支部内の各神社の秋祭りで供えられました。

(農業委員 大塚 正稔)

秋の収穫祭とコスモスまつり in南恒屋ふれあい農園



10月16日、香寺町の南恒屋ふれあい農園で「秋の収穫祭とコスモスまつり」が、開催されました。

地元で収穫された野菜の販売やもちつき大会、さつま芋掘り体験などが行われ、多くの人で賑わいました。

(農業委員 橋本 良春)



「はなのまちづくり育成事業」

姫路市では転作田の活用を図るとともに、コスモス、菜の花、ヒマワリ等の田園景観作物やヒガンバナ等の畦畔保全作物を栽培し、美しい景観を形成することによって、あらたな市民交流を図ることを目的に「はなのまちづくり育成事業」を行っています。

農区で花を植えてみたい、花を通じて市民交流の場を提供したいなどご要望があれば、ご相談ください。

▶お問合せ 農政総務課 TEL 079-221-2475

ジャンボタニシ(スクミリンゴガイ) 地域ぐるみで防除しましょう!

水稻作で、移植直後の苗を食害します。近年の温暖化により、さらなる生息範囲の拡大が心配されています。

<対策>

- ①進入防止：取水口に5mm目程度の金網を張り、圃場への進入を防ぐ。
- ②成苗移植：稚苗ほど被害を受けやすいので、中苗が成苗を植え付ける。
- ③浅水管理：浅水(水深2~3cm以下)に保つ。
- ④貝の捕殺：田植えの直前・直後に捕殺する。
- ⑤殺卵：卵塊をつぶす。ピンク色の卵塊は水に落とすだけでも殺卵できる。
- ⑥冬期耕耘：冬期に耕耘して貝をつぶす。

<薬剤防除>

- ①スクミノン
 - ②スクミハンター
 - ③スクミンベイト3ほか
- ※水田以外には使用しないで下さい。

(農業委員 浅田 和豊)



成貝 卵塊

認定農業者紹介 （有）村上ポトリ

姫路市の北西部、自然豊かな夢前町で養鶏20万羽と耕作面積30haの農業を営まれている（有）村上ポトリを訪ねました。



畜産飼料販売会社である（株）藤橋商店（本社たつの市）の関連会社として養鶏・農業事業を担っています。今回お話を伺ったのは、代表取締役の藤橋拓志さん。

衰退を続ける我国の農業のニワトリは餌を食べて糞をします。その糞を十分に発酵させた有機肥料は農業に欠かせない価値の高いものです。その有機肥料を農業に活用し、飼料米を生産してニワトリに与えています。正に循環型の農業です。



これからも農家の協力を得て、飼料米の生産を拡大されていくそうです。このたび、飼料米を与えて生産された卵「ひようごの

穂々笑実（ほほえみ）」が兵庫県認証食品として販売されることになりました。

「消費者にこの『ひようごの穂々笑実（ほほえみ）』を食べてもらうことで循環型農業のサイクルに参加してもらい、日本の農業を守りたい。すべてはお客様の笑顔あふれる食卓作りのために、これからも地域と連携して豊かな自然を守る農業を目指します。」との言葉。

農業へかける熱い想いが伝わってきました。



（農業委員 橋本 静枝）



- 週刊 700円／月
- お申し込みは 農業委員会へ

農事相談室

月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
日	7日	4日	1日	1日	5日	8日	7日
曜	水	水	水	水	水	月	水

◎原則、第1水曜日 午前10時～12時
【場所】農業委員会室（姫路市役所 本館9階）
お問合せ／農業委員会事務局 TEL079-221-2823

農地の売買、貸借関係、相続等納税猶予など、お気軽にご相談ください。
（※事務手続きなどのご相談は、これに限らず随時受け付けています。）

農地の転用には許可・届出が必要です

農地を転用する場合、市街化区域以外の農地は許可が、市街化区域の農地は届出が必要です。
※事前に農業委員会事務局にご相談下さい。



編集後記

ひめじ農業委員会だよりも昭和52年3月の創刊から今回で100号を迎えました。皆さまのご協力により、

昨年は「第22回全国農業委員会だよりコンクール」で全国農業新聞賞を受賞することが出来ました。ありがとうございました。ありがとうございました。

これからも農家の皆さまにとって役立つ情報をお届けできるよう編集委員一同努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

編集委員

- 池内 宏行 会長
- 松田 勲 農政部長
- 中島 博文 委員
- 櫻井 豊 委員
- 藤田 君代 委員
- 浅田 和豊 委員